

事例に見る民間調停の価値創造

Value Creation of Japanese Private Mediation Movements: An Empirical Study

入江 秀晃* Hideaki Irie

1. はじめに

(1) 司法調停¹と民間調停²を比較する議論の低調さ

ADR法は、2001年（平成13年）6月12日の司法制度改革審議会意見書（以下、意見書）を受けて、ADR検討会を経て制定された。意見書では、「現状においては、一部の機関を除いて、必ずしも十分に機能しているとは言えない」という現状認識の元に、「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである」と考えられ、その拡充・活性化策としてADR法が制定された建前になっている。

ところで、意見書も意識している米国等の諸外国でのADR³は、わが国に比べれば比較的新しい動きであると言える。現代の米国でのADRムーブメントは一般的には1960年代～1970年代を起源に説明されることが多い⁴。実際に、ADRの理論化や制度化が進むのは、1980年代以降である。調停についての連邦レベルでの立法である統一調停法（The Uniform Mediation Act）に至っては21世紀に入ってか

らのことであった。したがって、米国においては、調停（Mediation）は裁判との対比で語られるべき存在である。「裁判」外紛争解決としてのADRの一つとして、調停を位置づけられるのはごく自然なことである。例えば、比較的早かったカリフォルニア州でのADRへの財源措置を含む立法⁵は1986年であった。米国において最も調停実務が活発⁶だと言われるフロリダ州でも1980年代後半に制度化が進んだ。このように米国では、民間調停も司法調停も同じような時期に、裁判への代替的解決手続として広がっていった。あるいは、より正確に言えば、むしろ民間調停が制度化の過程で司法調停化し、裁判所の中に入っていった⁷。

一方、わが国では、明治期の勸解を別としても、調停法は1922年（大正11年）の借地借家調停法に遡ることができる。調停法は戦前に分野と都市を拡大し、戦中期の人事調停法と戦時民事特別法に至る。戦中期のこれらの法は、家

*東京大学大学院情報学環

キーワード：調停、メディエーション、ADR、司法制度

事審判法、民事調停法として継承される。調停に代わる裁判の違憲判決（1960年）が生まれるなど、戦前戦中期の調停制度への警戒感があるにせよ、家事分野と一般民事分野において調停が広く利用される環境が整備された⁸。民事調停法改正（1974年）などの修正を経て、裁判所における調停は広く実施されている。例えば、家事調停は年間で130,061件（2007年（平成19年）新受）、民事調停は47,205件（2007年（平成19年）新受、特定調停を除く）実施されている⁹。

このような環境下において、民間調停が比較あるいは競争すべき相手は、「裁判」ではなく、「裁判所における調停（司法調停）」であ

(2) 本稿の考察対象

本稿の考察の対象は、弁護士会¹³、司法書士会¹⁴、市民団体¹⁵による民事紛争（一部家事も含む）へのアプローチである。主として、調停人や調停センター運営者へのインタビューによる情報を整理した。また、機関における事例研究会等への参加時に得た情報も利用している。端的に言えば、参与観察¹⁶による。それぞれの機関の件数は多いと言えないため、機関と事例の関係を示すことは控える。注意いただきたいのは、ここに示す事例が、民間調停の活動実態の総体を表しているわけではない点である。必ずしも理想的な事例ばかりではないが、性質としてはベストプラクティスの収集に近い。また、本稿では、必ずしも特定の調停技法の価値を主張することを目的とするものではない¹⁷が、主として情報源の偏りから結果的に同席調停の事例を多く取りあげている。司法書士会は

ろう。しかしながら、司法調停と民間調停の棲み分けや、競争政策推進の議論については意外なほど低調であるように思われる。議論の低調さの原因は、第一に、米国等における調停と裁判の比較の議論を直輸入する段階に留まっているため¹⁰であり、第二に、司法調停が圧倒的に優位な環境下で比較検討そのものがあまり成り立たないため¹¹であると思われる。また、最も重要な原因とおもわれるが、第三に、民間調停の実務上の利点を事実に基づいて検証した議論が少なく¹²、理念的・概念的に「こうであるはず」あるいは「こうでありたい」というレベルの議論が多いためであろう。

同席手続を重視しているが、弁護士会のうち同席手続を重視しているのは、岡山と第二東京であり、他の弁護士会ではあまり重視されていない¹⁸。ここにとりあげることができなかった機能的価値が重要でないとは主張する趣旨ではない¹⁹。士業団体による民間調停にとって、弁護士法72条を中心とする業際問題は重要な論点だが、当事者への価値創造という観点では議論しづらいため、触れない。

また、民間調停において士業団体型と並び重要な業界型の機関を取りあげていない。業界型には、士業団体型とは異なる特質がある。例えば、組織スタッフに業界からの出向者やOBが参加することで、分野固有の事情に詳しいという利点と共に、業界を守るために第一義的に行動するのではないかという不審を招きやすいという懸念がある。こうした論点も重要だが、本

稿においては考察の対象から除外する。

このように、本稿における議論は、十分なも

2. 「早い・安い・うまい」への疑問

民間調停のメリット²⁰として、「早い・安い・うまい」という、迅速さ、廉価さ、当事者満足につながる紛争解決の質の高さを指摘される場合は多い。例えば、2001年の司法制度改革審議会意見書では、「簡易・迅速で廉価な解決」が、利用者の自主性、専門性、秘密性、実情に即した解決などと共に、ADR活性化の意義として述べている。このような立場は、学者からも支持されているように見える。また、手続を案内するパンフレットやWebサイトの説

(1) 早さ²²

昨今の司法調停の状況では、調停期日は1ヶ月ないしそれ以上の間隔を要する場合が多いようである²³。弁護士会調停²⁴では、より短い期間で解決された事例が報告されている²⁵。確かに、調停申し立てから解決までの日数が短いということは当事者にとって大きな価値であるし、こうした点において民間調停で司法調停に比した利点を確保しようと努力していることが多い点は事実であろう。ただし、民間調停が司法調停に比して、早く解決できるという「制度

(2) 安さ

早さ（解決までの日数の短さ）については、民間調停の司法調停に対する優位が一応認められるが、安さに至ってはむしろはっきりと不利である。

のとは言えないが、筆者なりに見た民間調停の現実について若干の考察を述べてみたい。

明文でもこのような立場は支持されている。例えば、日弁連では、紛争解決センターの存在を「民事上のトラブルを柔軟な手続により、短期間に、合理的な費用で、公正で満足のいくように解決することがその目的」としている²¹。

しかしながら、こうした属性が、民間調停において直ちに実現できるかについては大いに疑問があるし、以下に見るように司法調停との比較するならばむしろ相当程度実現困難である。

的な裏付け」については実のところ何もなく、民間調停に取り組んでいる者達の熱心さだけが、それを可能にしている。言い換えれば、民間調停機関がその情熱を失えば、直ちにこうした利点が失われる危険にさらされている。さらに、このような「早さ」について、少しうがった見方をすれば、現在のように申立件数が少数であるからこそ実現できているに過ぎないのかもしれない²⁶。

例えば、100万円の請求を申し立てた場合を想定してみる。民事調停、弁護士会調停、司法書士会調停の比較を見てみると、一目瞭然である。例えば、民事調停の場合は訴えの提起

の場合の半額の5,000円が申立手数料となる²⁷。二弁仲裁センターの場合、申立時に10,500円、期日手数料は各当事者5,250円である。これは30万円以上の少額でない紛争であれば共通である。成立手数料は、申立時の請求額ではなく、成立額によるが、100万円のまま成立したら8万円。半額の50万円で成立したら4万円となる。仮に1日の期日で50万円の合意をしたとすると、6万1千円となり、2回の期日で500万円の合意をしたとすると11万1500円がその手数料となる。神奈川県司法書士会の場合には、請求額、合意額にはよらず、期日回数だけで計算されるが、1回の期日で合意した場合には3万1500円となり、2回の場合には1万500円がプラスされ、4万2000円となる。大阪弁護士会を中心として2009年に設立された総合紛争解決センターは、士業乗り入れと安価な料金設定で注目されているが、それでも100万円の解決で3万1500円必要、100万円未満で2万6250円必要になる。

確かに、申立時における紛争の価額が大きく、解決時の価額が少ないような紛争の場合には、弁護士会調停の手数料（特に成立手数料）は相対的に押さえられる。しかし、多くの場合には、民事調停の方が安いというものが現実であろう。

もっとも、紛争解決のために必要な費用のう

(3) 当事者満足度（うまさ①）

司法調停は権威主義的に進められ当事者満足度が低く、民間調停はそうでないので当事者満足度が高い、という命題は証明されていない。そもそも、司法調停においても、民間調停

ち、最も大きいのは代理人への報酬²⁸であり、仮に、事実上、司法調停では弁護士代理人をつけなければならないが、民間調停ではそれが不要と言えるのであれば、現在の料金体系を維持するとしても、民間調停が有利になる可能性はある²⁹。そのような方向での努力としては、例えば、申立書の作成支援を弁護士が行う³⁰ことや、無料法律相談を調停手続に組み合わせる工夫³¹もなされている。さらには、調停機関の側で事実上の代理人を準備する試み³²さえある。ただし、このような機関による本人手続支援の仕組みは、調停機関に重い役割を要請する。支援内容が誤ったり不十分なものに留まったりするリスクや、中立性を損なうリスクなどもあり、必ずしもどの機関も備える義務がある仕組みとは言い切れない。民間調停機関の不十分な財政基盤を考えれば、このような役割を積極的に引き受けるべきかどうかについて、慎重にすべきという考え方もあろう。いずれにしても、現時点で、民間調停が司法調停に比べて、弁護士代理人をつける必要性が低いとまでは言い切れない状況に留まっているように思われる。

このように考えると、民間調停は司法調停に比べて一般的には「高い」という現実の下での競争を強いられていると結論せざるを得ないだろう。

においても当事者満足度を計測することが稀である。司法調停については、佐々木吉男による古典的研究³³があり、近年においては、裁判所委員会で行ったいくつかのアンケート調査に基づく報

告が見られる³⁴。また、岡山弁護士会では、当事者アンケートを取り、そのデータに基づく報告も行っている³⁵。限定的なこれらのデータから、確定的な結論を導くのは危険であるが、司法調停において改善活動が行われ、一定の効果をもたらしていることは事実であろうし、民間調停でもアンケートをとるほどの熱心さを有している団体においては、当事者から一定の評価

(4) 専門性（うまさ②）

調停人自身の当該紛争解決分野への専門性の高さによって、当事者からの信頼を獲得し、良い調停を進めるという考え方も強調される。例えば、貨物関係の契約に詳しい弁護士がその調停人になって、貨物輸送での紛争を調停するといった例である。また、専門家との連携による活動も行われている。例えば、多くの弁護士会調停では、建築士が調停人となって弁護士と共に、主に建築や不動産に関する紛争の調停を行っている。ADR法1条でも、「第三者の専門的な知見を反映して」解決することが民間調停の意義として認識されている。（なお、このような紛争解決への専門性導入については、問題点もある。専門家にお任せする態度は、当事者本人の主体的な参画による自律的な紛争解決から遠ざかるという側面がある。）

民間調停が、司法調停に比べて専門性に優れていると考える理由はあまりない。確かに、民間調停では、調停人の指名において当事者及び代理人の指名が可能になっており、司法調停ではそれが無い。しかし、現実的には、一般市民が調停人の専門性を理解したうえで指名すると

を得ることに成功している³⁶。むしろ、他の機関の当事者満足度計測の不在を考えれば、民間調停において当事者満足度が重視されているとは言いがたいという事実が浮かび上がる。少なくとも、民間調停が民間調停であるというだけで、当事者からの満足度を調達できると考えるのは行きすぎと言わざるを得ないであろう。

いうことが頻繁に起きるとは考えづらく、例えば二弁仲裁センターにおける候補者名簿でもごく一般的な分野分類（不法行為一般、契約行為一般等）と個人の経験（学歴等）が示されているケースがほとんどである³⁷。代理人が、調停人を指名する際に専門性に優れた優秀な調停人を選ぶことはあり得るし、実際に、当事者がよく納得するよい調停を行っていることは見られる³⁸。この点は確かに民間調停のメリットであろう。もっとも、よく知った調停人を選任することは、弁護士同士でなれ合っていると見られる危険と隣り合わせにある。司法書士会調停では、専門分野の知見を取り入れるという意味での活動は進んでいない³⁹。

司法調停との比較で見れば、特に地裁調停部での取り組みは、まさに専門調停と呼ぶに相応しい充実を見ている⁴⁰。

このように見ると、専門性に関しては、弁護士同士の属人的な知識範囲内でのそれとして確かに民間調停にメリットが出る場合もあるが、体制としての専門性を考えると特に地裁調停部に分があると言えるだろう。

(5) 早さ・やすさ・うまさ

このように民間調停を司法調停との比較のもとに見てくると、なるほど、「早さ」については一定の存在価値が認められるものの、「専門性」についてはどちらかと言えば不利であり、安さに関してははっきりと不利であり、それらが当事者満足度に与える影響も無視できないと思われる。ところで、このような内容は、特に

士業団体で民間調停に取り組んでいるものにとっては常識に属する一方で、一般市民や利用者にはなかなか見えない。公式の説明では、なんとなく「早さ・やすさ・うまさ」といった属性が強調されているが、その内実には疑問があると言わざるを得ない。

3. 司法調停と民間調停、それぞれの長所と短所

(1) 司法調停の長所と短所

司法調停には、安さ以外にも、民間調停にない様々な長所がある。例えば、以下のような属性が認められるだろう。①権威。②権限。③歴史の長さ。④経験が豊富。⑤裁判官の関与。⑥調停委員の多様性。⑦組織的対応。⑧設備。⑨実務研究の蓄積。

①権威は当事者から見た納得感につながる。②権限として、司法調停は執行力が認められるし、事実の調査、文書提出権限が認められている。⑤裁判官の関与についても単に権威としての参加という意味だけでなく、調停委員が偏った法律論を振り回しにくいという抑止力が働く。⑥調停委員の多様性に関しては、調停委員の選定が不透明であるといった批判や、必ずしも適当な人選と言えないという批判も存在するが、現実としては様々な職業経験者のバランスや、調停委員の人柄についても配慮されているようである。⑦組織的対応として、書記官、家裁調査官、医務室の存在などをあげられよう。調停という任意性の大きい手続において、その安定的な運用を可能にするこうしたプロによる

組織的対応の価値は非常に大きい。⑧設備についても、非常用ブザー、子供の様子を観察できるマジックミラー室その他の、話し合いを円滑に進めるための道具だてがある。

司法調停の短所としては、①調停人を選べない。②時間、場所の自由度が低い。③効率性の要請が強い。④ほとんどの場合、別席調停。⑤利用者の声をあまり聞かない。といった点を上げることができる。

ただし、制約の中で様々な工夫もなされている。②時間の自由度が低いという点についても、例えば、現在でも夜間調停がなされている場合がある⁴¹。特定調停においては、即日調停として、申立日の同日に事情聴取を行う運用もある⁴²。③効率性の要請が強いとは、具体的には3回期日までに終了させようとか、1回あたりの話し合いの時間についても十分な時間を取らない⁴³といった状況を意味する。しかし、現在では、家事調停については、1回あたり2時間を目処とする運用に変わっている⁴⁴ようであるし、地裁専門部の調停では、現地の視察を重

視するなど、丁寧な運用を目指しているとされる⁴⁵。④別席調停主体の実務であるが、いくつかの同席調停の試みも報告されている⁴⁶。⑤利

(2) 民間調停の長所と短所

司法調停で述べた長所のほとんどは、民間調停にとって短所となっている。すなわち、①権威。②権限。③歴史の長さ。④経験が豊富。⑤裁判官の関与。⑥調停委員の多様性。⑦組織的対応。⑧設備。⑨実務研究の蓄積の、ほとんどすべてが不足している。

①権威については、弁護士会他の士業団体にはそれなりに認められる。むしろ④経験の豊富さ、⑦組織的対応において、財政基盤の脆弱さもあいまって非常に貧困な場合が多く観察される。例えば、裁判所においては経験の豊富な書記官が担当するケース管理について、専門知識や経験を持たない一般事務職員や派遣社員が当てられる場合がある。感情的にも高まっている当事者の不満を最初にぶつけられる役割であり、心理的にも能力的にも負担が大きい役割であるが、民間調停ではしばしば非常に軽んじられている⁴⁸。また、⑥調停委員の多様性についても、⑤裁判官の関与（不在）とあいまって、深刻な状況を生んでいる。例えば、当該団体内において発言力があるものの考え方を批判しづらい状況が生み出されている。この問題について、民間調停の中での意識が低いと思わざるを得ない状況がある⁴⁹。弁護士会に関しては、建築士等若干の弁護士以外の専門家も手続候補者として名を連ねているが、弁護士と同席のもとに進められる弁護士中心の手続であり、候補者の多様性という観点だけを取って見た場合に、

用者へのアンケートの実施と公表についても、裁判所委員会の活動としていくつか行われている⁴⁷。

裁判所の調停の水準にさえ達していないように思われる。司法書士会等の弁護士以外の士業団体ではさらに多様性が低く、弁護士会紛争解決センターのような建築士などの専門委員を置く制度さえないものが多い。

さて、民間調停は上記のように非常に厳しい環境にあるのだが、メリットもある。例えば、以下のような項目が挙げられる。①時間の制約が少ない。（例えば土日や夜間に手続を持ちやすい⁵⁰。）②期日間隔を密にできる。③場所の制約が少ない。（例えば、当事者の便の良い場所などで実施できる。裁判所に行きたくない当事者のニーズに応えることができる。）④申立が容易。（書式の提示だけでなく、申立補助などの試みもある。）⑤当事者本意の丁寧な進行できる。（調停トレーニングなどにより、手続進行の質を保つことができる。）⑥同席調停ができる。⑦調停人の質を保つことができる。⑧新しい試みが容易である。

しかしながら、これらのメリットが本当に成立しているかという点については疑問がある。これらは、確立した属性というよりも、可能性である。例えば、申立支援の仕組みを準備することができるし、実際にそのような取り組み例⁵¹もある。ただ、既に述べたように、このようなコストがかかる取り組みはむしろ充実していない場合が多く観察され、ここで述べられているメリットが民間調停の共通属性となっている

とまでは言い切れないだろう。

4. 民間調停のメリットがある事例

4.1 民間調停のメリットを事例で考える意味

前節までに見たとおり、一般論としてみる限り、わが国において民間調停のメリットを見つけるのはかなり厳しく、逆に、司法調停に多くのメリットが存在する。では、わが国の民間調停は単に概念や可能性としてしか存在しなかったのであろうか。もちろんそうではない。第二東京弁護士会仲裁センターの設立以来約20年の弁護士会ADRの実践や、司法書士会、市民団体などの活動の中には、ニッチかもしれないが、確かに当事者からの満足を獲得し、司法調停では提供しづらい価値を提供してきた実績がある。これを、「事前受付」「調停の進行」「調停での解決」「事後」という4つの段階に分けて見ていくことにしたい。

ここで、事例は、一般的な司法調停での手続等との比較において、価値が創造されていると思われるものを取りあげる。ただし、本稿の主たる目的は、民間調停の価値をアピールするためではなく、価値創造の場面においても、非常に微妙なところで成立しているというその状況を確認することである。つまり、メリットとデメリットはしばしば隣接関係にあり、一つの事象が価値創造とリスク両方の原因にもなっている。

民間調停には、新しい取り組みを自由に行える⁵²というメリットがあり、また、司法調停のように基本的には全国一律のサービスを提供しなければならないという制約もない⁵³。ひとつ

のやり方が良いものであるとしても、別の機関がそれを踏襲しなければならないという制約はない。したがって、以降に挙げるメリットは、機関によるだけでなく、基本的には当該事件にのみ該当すると考えるべきである。

ところで、民間調停では、当事者の承認をとりづらいつらいつらということのほか、事例を公開しづらい事情が存在する。民間調停では、司法調停のような意味での全国一律の公平さは求められないにしても、受け付けた事件の間での公平さがまったく要請されないというわけではない。個別的な解決の成功を誇れば、なぜ自分のケースで「そのケース」のようにしてもらえないのかという当事者からの機関に対する請求の可能性を開く。このように考えると、民間調停が事例をアピールすることにためらいが生まれるのは無理からぬことである。その延長線上で、以下に列挙する事例が、自らの調停機関にはとても採用できないという場合も多いであろうし、実務家からの反発も招くかもしれない。しかし、結局のところ、民間調停の生命は、仕組みや制度といったものではなく、運動の中にあると言われる。以下に、民間調停が価値を創造し、信頼獲得するいくつかのスケッチを描いてみたい。

なお、ここに挙げられている活動は、程度の差こそあれ、司法調停でも実現可能であり、今後、司法調停で採用されることも考えられる。

ただし、見方によっては、司法調停の改善も民間調停のゴールの一つかもしれないのであり、司法調停で実施可能であるということ自身がこ

うした活動の価値を下げるものではないと考える。

4.2 事前受付

事例(1) 事前受付(1)：丁寧な応諾要請（ラブレター方式）

建築中のマンション購入をめぐって当事者間でこじれていた。相手方（建設会社）は、申立人（消費者）との話し合いを当初拒んでいた。申立人としては直接交渉での要求していた水準よりも低い内容でもよいという考えがあった。調停人から、内容面に多少踏み込んだ応諾要請の手紙を書き、応諾をとりつけた。

司法調停では、理由のない不出頭は過料の対象となる（民事調停法第34条、家事審判法第27条）⁵⁴。また、司法調停には、裁判や審判が控えており、これらの手続では、欠席すれば、欠席した側が不利になる。

このような環境にある手続と異なって、民間調停においては、相手方の応諾は文字どおり任意である。したがって、どのようにして、相手方が調停の場に来たいと思うようにするかが問題となる。

例えば、申立時の申立人の言い分を相手方へのどの程度伝えるか、伝えないかが問題となる。申立をしたという事実以外は一切何も伝えないという立場もあれば、逆に、申立書をそのまま相手方にすべて送付するという立場もある。これらの両極端な運用であれば、調停機関としては、誰がやっても同じように実施できるというメリットがある。ただし、相手方にとっては、これらの方式では、唐突感は強いものになる。つまり、何も事情を知らせずに「出頭せよ」と言われるにしても、申立人の言い分が書き連ね

られた書面－しばしば大部になる－をそのまま送付されるにしても、「話し合いを開始する」というよりも、「一方的な立場を突きつけられる」といった印象を相手方に与えるものになってしまう。もともと調停という手続は、申立人の一方的な意思の元に唐突に開始されるという、相手方にとっては不愉快な始まり方が一般的である。このような唐突さをできるだけ緩和し、相手方の解決意欲を引き出すにはどのようにすればよいかが問われる。

ラブレター方式は、問題の個別性の中で、いかに相手方当事者にとって調停での話し合いが意味をもたらすかを具体的に説くというものである。申立人の言い分を機械的に伝えたり遮断したりするのではなく、調停人または調停事案管理者としての中立的な立場で、相手方への参加を促す。例えば、相手方に送付する文面について、相手方の立場を配慮しつつ、申立人本人にも書きぶりを確認するといった活動がなされる。

この方式のデメリットとして、レター作成の

手間がかかりすぎるものの他に、申立人の調停
人ないし調停機関への依存が強くなるおそれがある。

事例(2) 事前受付(2)：管轄

相手方企業の本社は遠方にある。相手方の支社と話をしたいだけだが、裁判になれば相手方本社の管轄での訴えをせざるを得ない。

裁判では、合意がない限りは、相手方本社の管轄地区での訴え提起が必要になる。

司法調停では相手方支社を相手にした話し合いも可能である（民事調停法3条）。ここで、民事調停を行うのは、「相手方営業所もしくは事務所所在地を管轄する簡易裁判所」であり、「主たる営業所もしくは事務所ではない」⁵⁵。

ただし、相手方企業への連絡方法の柔軟性の観点では、民間調停にメリットを作り得るであろう。例えば、前述の「ラブレター方式」との

組み合わせにより、申立人の真意が伝われば、相手方支社も対応しやすくなるが、単に「申し立てられた」ということしか分からなければ、本社での「堅い対応」をせざるを得なくなるかもしれない。

管轄に関わる他の例としては、家事と民事の両方の話し合いを一度に行いたい場合もある。例えば、夫婦で企業経営を行っていたが、離婚及び共同経営解消を全体として話し合いたいという場合がそれにあたる。

事例(3) 事前受付(3)：事前調整が親切

借家の明け渡し事件で、借家人は生活保護受給資格のあるものだったが、手続を行っていなかった。調停手続に入る前に、生活保護受給手続案内を行った。

この事例では、申立人である大家が、借家人である相手方に明け渡しを要求している。調停機関は、相手方に生活保護受給手続について情報提供を行っている。調停機関側にノウハウのある福祉的な機能の提供を、紛争解決の事前処理として併せて提供しているものと言える。

申立人にとっては、相手方である借家人が生活保護受給を行えば、明け渡し後の相手方の新居を探す目処がつくので、紛争解決の実効性が

開ける。相手方である借家人にとっては、破綻しつつある生活の立て直しのきっかけになる可能性がある。

実際の事例としては、生活保護受給手続案内を調停機関とは別の窓口で行ったにもかかわらず、相手方は生活保護受給手続を行わなかった。そして、調停での話し合いの結果、明け渡しを行うという調停合意がなされたが、履行はされなかった。調停手続としては「合意」に

は成功したが、「解決」には成功しなかったという例になったと言える。調停機関にも申立人にも、生活保護受給手続を強制する権限はないので、どのような手続が望ましかったのかを言うことは難しい。ただ、本件では、家賃滞納分の金銭債権や借地借家法上の明け渡し要件以上に、福祉的な要素が事例の中心にあるということと言える。

民間調停機関が福祉的な機能を発揮できる場

面は他にもあるだろう。例えば、離婚後に母子寮の利用等、適切な福祉サービスを利用できるかどうかは、妻側の生活にとって非常に大きな意味を持つ。もちろん「特定福祉ビジネスへの誘導機関」になりさがってしまった場合は、調停機関としての独立性や公平性に問題があると言える。しかし、当事者にとって、生活の立て直しこそが問題解決の本質になるという場面は少なくない。

事例(4) 事前受付(4)：地震後に被災地近くで実施

自治体の協力を得て、場所の提供を受けて、当事者住所の近傍で実施した。

調停手続の場所として、自由に選択することができる。特に、地震の直後の近隣紛争を、近傍の自治体で実施できれば、当事者にとってメリットは大きい。阪神淡路震災後に、近畿弁護士会連合会が行った活動が有名である⁵⁶。ただ

し、古くは、借地借家調停法施行翌年の関東大地震では、裁判所が、被災地にテント張りの調停部屋を設置したこともあり、司法調停でも実施可能であろう。

事例(5) 事前受付(5)：調停実施場所の選択

裁判所等がある県庁所在地から距離があるもの同士の紛争を、近所の商工会議所で話し合いたい。(近傍の場所という意味と、当事者にとって、親しみやすい場所という二つの意味がある。)

震災のような非常時に限らず、当事者にとって身近な場所で話し合いを行えることは意味がある。実際問題として、裁判所に行かずに済むということに意味を感じる当事者は少なくない。弁護士会、司法書士会といった士業団体の建物よりも、むしろ市町村や商工会議所などの施設の方が、一般的に市民にとって身近さを感じさせるものである。

小さい地方都市では、そこで話し合うこと自身に抵抗があると言われる場合もあり、近所であれば常に望ましいというわけでもないが、場所の選定については、なるべく当事者にとって身近な場所が望ましい。単に利便性の意味だけでなく、手続へのオーナーシップの観点でも、当事者が「自分の話し合いにふさわしい」と思える場所で実施することに意味がある。

ただし、一般の会議などとは違って、廊下からの視線が気にならないように配慮する、別席手続のための待合室を確保する、調停手続外で鉢合わせにならないように配慮する・等々の調停ならではの繊細な会場設営が求められる。

協力機関に対して、単に物理的なスペース提供以上のものを求める必要もあり、依頼する調停機関側、依頼を受ける団体側にもノウハウが必要となる。

事例(6) 事前受付(6)：外国人弁護士に調停を依頼した例

ヨーロッパ人の夫と日本人の妻の離婚の調停。親権に関しての家裁の一般的な運用に不信感がある夫が、カナダ人の弁護士の調停を希望した。日本人弁護士との共同調停を行うことになった。

調停人を選択できることは、民間調停のメリットのひとつであるが、現実には、多くの場合、調停人の選定は、調停機関側で行っているようである。ひとつの問題は、調停機関側が調停人についての効果的な情報提供を行っていないことがある。岡山弁護士会仲裁センターでは、候補者名簿を写真入りで整備している。調停人からのメッセージや人となりを表現することなく、「民事一般担当可能」といった情報だけでは確かに選択しようがない。

この事例は、家裁の運用に不信感がある申立人が欧米の弁護士を指名したというものである。日本人弁護士も参加し、中立性の観点での懸念に対

応している。申立人は、具体的には、家裁では、妻側に親権を与えられるケースが多いという事情や、夫の面接交渉権に実効性がないという懸念、さらには、外国人は日本人に比べて不利に扱われるという心配を持っていた。現実にもそうであるかというだけでなく、そのように当事者が考えているという認識の問題がある。

申立人と相手方で男女に分かれる場合に、男女ペアの調停人をつけるとか、労働問題で労働者側、雇用者側の専門家を付けるといった運用は裁判所でも意識されているところではあるが、民間調停では、よりきめ細やかに実施する可能性がありえる。

4.3 調停の進行

事例(7) 調停の進行(1)：期日の早い設定

建築中のマンションと近隣住民のトラブル。建築時の騒音そのものも紛争の原因のひとつで、できるだけ早く話し合いたい。

一般的には、どのような紛争についても、早い解決はふさわしい⁵⁷。しかし、いくつかの類

型の事例では、期日を早く設定するということが不可欠になる場合がある。

この事例は、建築期間中の騒音そのものも紛争の論点になっており、できるだけ早い解決が、紛争の拡大を防止する意義がある。事例(8)

と同様に、第1回期日をできるだけ早く入れるというだけでなく、第2回以降も期日間隔を詰めて調停を行うことに価値がある事例である。

事例(8) 調停の進行(2)：期日間隔を密にする

婚姻外での妊娠（男性側にとっては不倫関係）で、女性側が、出産するか墮胎するか決めかねている。期間がかかる話し合いは避けたい。

事例(7)と同様に、「早く」話し合いを行うことが大切になる事例である。期日間隔の短さと、結果としての解決までにかかる日数の短さが大切になる。

なお、ここでの「早さ」とは、必ずしも「話し合う時間の短さ」を意味しない。当該事件で

は、女性本人の母親が手続に対して積極的な役割を果たした。男性側の意思がはっきりしないなかで、女性側だけが重要な決断を迫られるという局面である。身体的な負担が懸念されるが、同時に、しっかりと本人同士で話し合うしかない問題もある。

事例(9) 調停の進行(3)：心理的負担の軽減

セクハラで退職したが、精神的に参ってしまって、訴訟を戦うところではない。しかし、泣き寝入りはしたくない。

この事例では、代理人弁護士がつき、訴訟の準備も行ってた。しかし、最終的には、申立人本人が訴訟を闘いきれないと判断して、民間調停を選択した。当該事件では、申立人は様々なニーズがあった。金銭的補償を得ることで新しい生活を始める土台とすること、あまり負担のない紛争解決手続とすること、さらに、加害者であった会社の有力者による後続の被害者が出ないようにすること（再発防止）といったものである。

秘密の手続であることの引き替えとして、金銭的補償は、裁判で期待できるものよりも多額

の水準ではあったが、再発防止については実効性が期待できない形での和解であった。両方の当事者が手続に対して感謝を表現しているという意味では成功例であるが、調停の秘密性によって加害者側に対して十分な制裁が与えられていないという意味で不適切な調停事例と見る余地もある。

とはいえ、現実的にこれ以上の解決が可能か考えると、かなり厳しい。もし裁判になれば、相手方は会社を挙げて闘いを挑んでくるだろう。申立人の負担が限界を超える危険も考えられる。

事例(10) 調停の進行(4)：利害関係者を入れて話し合いをしたい

住宅改修工事について、下請業者が元請業者から約束していた代金の支払いを受けられず、住宅の建築を中断してしまった。元請業者の資金繰りが苦しかった。工事の完成がされずに困っている施主（未払い分は残っている）と三すくみの状態になっている。

この事例はやや複雑である。元請は、払いたくても払えない状況にあり、下請は工事だけ完成してお金が支払われない状況は困るとして、工事を中断している。契約関係で見れば、この二者の話し合いになるが、重要な関係者として施主にも話し合いの間に入ってもらうことで、解決への選択肢を増やすことに成功している。結果として、施主の未払い分が下請業者に直接支払われることを含めて決着した。この事例は、それぞれ困っている三者が同席で顔をつきあわせて話をしているところが解決につながっている。

司法調停でも、利害関係人の参加を認めるし（民事調停法第11条）、調停委員会から利害

関係人に出頭を要請することもできる（民事調停法第11条2項）。したがって、この事例でも施主の話聞くことはあり得る。しかし、全員が同席でしかも時間の制約をさほど気にせずに話ができている状況を作り出すことは困難かもしれない。

なお、利害関係人の参加について、どのような場合でも認めればよいというわけではない。安易に認めてしまうと、かえって話し合いがこじれる場合があるためである。両当事者と調停人が、問題解決に役立つと思える場合に限る必要があるが、どのようにその規律を考えるかについても難しい。

事例(11) 調停の進行(5)：関係者への申し入れが当事者の納得を生んだ

公的機関内で児童同士がぶつかって、申立人の娘は手術を要するケガをした。相手方父兄は、申立人に対しては謝罪をする気持ちがあるが、公的機関の対応に不満を持っていた。調停人から公的機関に、話し合いに入るように申し入れを行った。当該公的機関は、話し合いへ参加しなかったが、相手方父兄にとっての納得感にはつながった。

この事例は、児童同士の事故である。申立人の娘と、相手方の息子がぶつかったという事例で、両方がケガをしている。ケガの意味が女児と男児では異なるという事情の他に、申立人の父兄は社会的な発言力のタイプであり、相手方

はそうでもなかったという事情もあった。事故のあった公的機関が、申立人側を被害者、相手方側を加害者として扱い、不公平であったという思いが、相手方父兄にあった。調停人は、交通事故の場合にも、例えば出会い頭の衝突なら

ば、一方だけが悪いということにはならないという考え方を申立人に受け入れるように働きかけた。相手方の、公的機関への不信感や不満に対しては、理解を示すだけでなく、公的機関側に話し合いへの参加を、調停人の名前で手紙を書いて呼びかけを行った。公的機関は話し合いへの参加は拒否したが、問合せに対しては書面で回答を行い、申立人・相手方双方が真実を知りたいというニーズの一部が満たされることに

なった。

本事例では、調停人自身が、当事者の話を聴くというだけでなく、さらに、手紙を書くという踏み込んだ位置に進んでいる。その段階で、法的専門家として手に入った情報の元に心証を伝えるといった立場を取らず、さらに事情を調べようというスタンスを取っているところが注目される。

事例(12) 調停の進行(6)：多数の相手方の公平な利害調整を援助した

隣家6件が被害を受けた火災事件で、申立人は火元の住宅の相続人である。相手方6者に対する支払額を確定するための話し合いにおいて、出席できなかった当事者にも、話し合いの過程を文書で示したり、当事者全員の被害額を確認したり、保険金でカバーできる内容を確認したりと、プロセスを透明にすることで、相手方からの信頼を獲得した。短期間に合意がまとまった。

この事例では、債務者が申立人となり、債務内容を確定するために民間調停を活用している。相手方6者は被害者であるとともに、限られたパイを取り合うという意味で相手方の内部の合意形成が必要となる事例である。相手方の内部に相互不信が生まれれば、全体としての合意が遅れ、保険金の請求可能なタイミングを逃すおそれもあった。それぞれの被害状況の聴き取り、整理した上での提示など、複雑な事例に対しての整理を行っている。

このような解決事例の存在は、調停が多数当事者の問題解決にも適用可能であるという事実を示唆している。廣田尚久『紛争解決学』にも多数当事者の紛争解決事例が紹介されている⁵⁸。これは、ゴルフ場の開発をめぐるトラブルであるが、会員権を有する多数当事者間の調整という局面が出てくる。米国においては、公共事業実施のための合意形成や、環境影響評価などの目的で、調停人が地域全体の合意形成支援の活動を行っている⁵⁹。

事例(13) 調停の進行(7)：長時間同席でじっくり話しあえる

ビジネス関係の清算に関する話し合い。様々な行き違いがあり、数年間もめ続けていたが、同席で3時間の話し合いをして、1日で納得し合意できた。

この事例では、同席調停で3時間じっくり話し合っている。1時間でかつ別席の手続では、当事者にとって、調停人から一通りの事情聴集を受けるだけで時間になる⁶⁰。例えば、少額訴訟における手続は1時間を目処として実施されており、司法委員による和解手続がなされる場合でも、短時間での解決が要請されている。そのような状況では、両者の主張・請求を足して二で割るような運用になったり、一方を完全に切り捨てたりといったことになりやすい。つまり、金銭等の量的論点のみに焦点を合わせた、妥協による解決案の発見にならざるをえない。

外部環境として1時間以内の解決を要請される環境では、たとえ調停人に技術があっても、当事者自身が解決に向けて努力を重ねて、納得ずくの合意を得るとするのは難しい。また、同席調停で、話し合いを破綻させずに当事者の建設的な意欲を引き出していくことは容易ではなく、トレーニングが必要と考えられる⁶¹。

なお、この事例では、代理人同士の直接交渉や、別席を主体とする他の調停機関の話し合いでは解決しなかったが、当該同席調停では解決した。

事例(14) 調停の進行(8)：期日回数を多く重ねられる

事故の被害にあったため、入院していた。治療の経過を見ながら話し合いを続けた。
(期日回数3回以内に限定しなければならないといった制約がない。)

この事例では、あえて期日間隔を空けて、治療の経過を見ながらの調停を行っている。当事者ニーズに沿って手続を進めればよいとすれば、このような進行も許されるであろう。当事者が早く終わらせたいのに、調停人が調停人のニーズによっていたずらに期日回数を引き延ば

すようなことがあれば問題であろうが、そうでない限りは許容されると思われる。

具体的な手続進行としては、調停人が当事者ニーズを正しく認識し、常に確認していくことと、当事者が調停から離脱する方法が示されているかどうかが必要になるであろう。

事例(15) 調停の進行(9)：その場でのモノの受け渡し・履行ができる

遠隔地にある学校と父兄のトラブルで、生徒の私物が残っていたが、調停期日内に返却できた。

この事例においては、モノの受け渡しは紛争解決の核心部分ではなかった。むしろ、金銭返還、学校内でのいじめがあったかどうか、学校側が父兄に謝罪をするかといった論点が当事者間で重要であった。しかし、残っていた私物の受け渡しが調停機関内で実施でき、当事者にとっては利便性が高かった。ひとつの小さな問

題がその場で解決でき、当事者の話し合いをそれ以上エスカレートさせずに済んでいる。

なお、調停手続内で金銭受渡を行うという方法は、司法調停を含めかつてよりメリットが認められている。これを敷衍すれば、履行面における当事者への利便性の提供について、価値提供の可能性が残っていると思われる。

事例(16) 調停の進行(10)：関係者の立ち会いの下に話し合い

夫婦間DVについて、警察、女性センターの立会のもとに、同席調停を行った。

この事例では、自治体の運営する女性センターからの紹介で持ち込まれて開始されている。DVについては、米国の運用でも、同席調停を避けるべきとされる場合があるなど、もし実施するとすれば、事例の見極めや進行内容を慎重にすべきと考えられる。この事例では、警察と女性センター職員は発言を行わないという原則の下に、同席調停という直接対話を実施できている。

日頃からの調停センターと、警察や女性センターの信頼関係が結ばれていなければ、なかなかこのような場にこぎつけること自身が困難となる。つまり、ある地域において実施可能な状況を他の地域ではすくなくともすぐに形成することはできないといったことがある。この事例では、地域固有の組織間における信頼関係が地域資源として活かされている。

4.4 調停での解決

事例(17) 調停での解決(1)：不倫の側からの申立

婚姻外で妊娠した女性からの慰謝料と養育費の請求。怒る本妻を説得し、申立者である不倫相手と別れる約束と共に、慰謝料と養育費の支払いを文書化。

裁判所に対しても、不倫をした側から認知の申立が可能だが、慰謝料はむしろ本妻から請求される立場になる。裁判所の調停でも、認知に関してはDNA鑑定を行えば確定することはできる。しかし、この事例の紛争は、事実の確定というより、本質的には、夫婦と婚姻外の女性の3者関係の調整である。それぞれが完全な満足とはいえなくても、納得できる線で合意することが望ましい。そうでなければ、結局その後も養育費の支払いが滞るその他の形で紛争が継続しやすい。

この事例が「よい解決」と言えるかどうかは、ここに記載したレベルでは判断がつかない

し、結局は、それぞれの当事者がどのようにその解決を捉えているかによって変わってくる。

ところで、紛争の個別性の中で、利用可能な資源を発見し、それぞれの当事者の納得の元に、実施可能な計画を作り上げることが調停に他ならないとしたら、ある程度は、裁判所での運用と離れた合意を作ってもかまわないと言える。しかし、同時に、司法調停等裁判所では期待できない内容の請求が可能ということだけが民間調停のメリットになってしまうと、脅迫その他の不当な請求の温床として民間調停が悪用される可能性が生じる。

事例(18) 調停での解決(2)：請求権を構成しづらい①

夫が職場のトラブルの関係で事件被害者となり死亡した。会社に対して金銭請求だけでなく、夫の名誉のための顕彰を希望する。

この事例では、申立人の夫が会社のトラブルで死亡している。金銭請求もあるが、むしろ夫の死を会社の中で位置づけて欲しいというものであった。「顕彰を請求する権利」が一般的にあるとは思えないが、申立人がそれを言いたい気持ちは調停人としても分かるし、相手方とし

てもある程度受け入れる気持ちもあるという状況がある。

調停読本にも、事故で亡くなった子どもを皆で弔うという「解決」が紹介されており⁶²、司法調停でも意識されているはずの、古典的な解決方法の一つと考えられる。

事例(19) 調停での解決(3)：請求権を構成しづらい②

高齢になってきたためエレベーターを設置したい。階下に住む借家人に明け渡し請求をした。話し合いの過程で、階段付設式昇降機を設置することで、明け渡し請求をとり下げた。

この事例では、長年建物の1階を店舗付きの借家として貸し出していたが、2階に住む大家

が高齢になり、建物を改築してエレベーターを設置したいので、1階の借家人に明け渡しを要

求している。一般的には、大家の言い分が借地借家法上の正当事由に該当するかどうか争われると考えられる事例であるが、本件では話し合っている過程で、「ひよんなことから、階段付設式昇降機」の話が出て、その方向で解決さ

れた。

この事例は、原則立脚型交渉（利害に基づく交渉）⁶³の枠組みでの説明が可能で、両方の当事者が妥協することなく、利害を満足させたといえる。

事例(20) 調停での解決(4)：立証が困難①

アイスクリームの袋に穴が空いていた。それを食べた後、腹痛になり、診察を受けた。しかし、腹痛の原因がそのアイスクリームであるという立証はできていない。食品会社は、慰謝料請求には応じられないが、診察費の負担は可能という立場。

この事例は、消費者が食品メーカーに対しての苦情として現れた紛争である。穴が空いていたとしても、十分に低温であれば細菌が繁殖する可能性は考えられないため、腹痛に対する因果関係が乏しい。しかし、消費者の苦情を受け付ける段階で不適切な対応があった食品メーカー側が、診察費の負担を行う形で紛争を終結させた。感情的にこじれてしまった消費者にとって、ふりあげたこぶしを下げる場所が与えられたといった紛争解決事例であった。

消費生活センターで解決してもよい事例にも

見えるが、消費者が損害賠償を請求している時点で、消費生活相談の枠組みからはずれている。

このような因果関係が弱い事件について、実費とはいえ診察費を企業側に負担させて良いものかという疑問も生まれる。本事例では、企業が社内ルールとして、因果関係を立証できなくても診察費だけは支払っても良いという苦情処理における基準を持っていたため、それを活用して解決している。事例(17)と同様に不当な請求を招く危険もある事案である。

事例(21) 調停での解決(5)：立証が困難②

子供同士で犬の散歩をしていた際に、犬の飼い主でない方の子供が犬の頭を撫でようとしたところ噛まれてしまった。なぜ犬が噛んだのか、原因がわからない。

この事例の場合、本人である子供二人の話を聞いても事情、あるいは原因がはっきりしない。子供同士は友人であり、本来ならば、双方共に大きな争いにしたいわけではない。

なぜそうなったのかがわからない前提で、被害の大きさと、経過を話し合い、一定の金銭が支払われて解決した。

このケースでも、事故が起きた後のやりとり

に不満や不信がふくらんでいる。双方が言い分をしっかりと話せたということで、核心部分の事

実がわからないことを双方が受け入れ、その上での解決を行っている。

事例22 調停での解決(6)：立証が困難③

近隣関係で、いやがらせを受けたという申立。相手方は、自分こそ被害者だと言っている。申立人は金銭請求をしていたが、自分にとって大切なものが何かを考えさせ、金銭請求よりも関係調整を目的に話し合わせた。「いやがらせ」の事実の多くは不確定であったが、相手方が部分的に認めた事情について、同席での「謝罪」をてこに、今後相互不干渉を約束した。

この事例では、双方の主張の中で調停人として、基本的には相手方の主張がもっともであるという心証を持っていた。しかし、それを裏付ける事実もないし、申立人が認める見込みもない。申立人は、相手方に対して近隣住民として親しくなろうとして拒否され、メンツがつぶされたという面があり、相手方は何より今後関わりたくないという気持ちであった。その意味で、限定的ではあるが相手方の謝罪がなされ、今後の不干渉が約束されたという決着は、確定的な事実関係が不明という状況下で、双方のニーズを満たしている。また、別席調停におけ

る伝言としての謝罪に比べ、同席手続内でなされる場合に謝罪の意味が大きくなる。

なお、事例20～22では、いずれも事実関係の不明確さが核心部においても残ってしまっているが、その上での解決を見ている。しかし、当事者として「事実を明らかにしたい」というニーズがあったはずだ。民間調停機関が「事実を明らかにする」能力には明らかに限界があるが、その点について当事者に理解を求める活動は、民間調停機関一般に不足しているように思われる。

事例23 調停での解決(7)：公正らしさが確保された第三者の意見が欲しい

インターネット掲示板で名誉を傷つけられた被害者と、プロバイダの間で、書き込みしたものの情報開示を求める事例。プロバイダとしては、書き込みしたと思われるものを事実上特定できているが、通信の秘密に抵触するおそれがあり、開示に踏み切れない。

この事例は、電気通信事業法上の「通信の秘密」とプロバイダ責任制限法の適用をめぐってその解釈を求めるものであった。調停手続では

あるが、本質的には第三者専門家の意見ないし評価が必要とされたものといえる。「中立人評価」としてのニーズに法律家である調停人が応

えている。つまり100万円程度の紛争という扱いで、第三者専門家の見解を和解文書に含めるという形で終結している。

調停の本質を合意のための対話促進に見る立場と、専門家による中立評価に調停の価値を見出す立場が存在するが、本事例において当事者ニーズの中心は、後者にあると言える。弁護士等の法律専門職が、サービスとして実施してこなかったような業務ニーズが調停手続に持ち込まれていると見ることもできるであろう。つまり、「中立人評価」というサービスが確立して

いないが故に、民間調停の手続にこのようなニーズが持ち込まれているという解釈もなりたつ。

相手方であるプロバイダ側は、第三者の判断を受けて情報開示に踏み切ることができているし、申立人である被害者は救済の見込みが生まれているため、両当事者は望ましい結果を得ることに成功していると言える。

この事例について、料金体系が他の対話促進的な調停と同様であってよいのかという課題は残るであろう。

事例(24) 調停での解決(8)：同席調停での率直な話し合いによる解決

相手方であるDVの加害者の夫は「自らが悪い」ということは、表面的には認めるものの、とにかく元に戻って同居してほしいという主張だけを行っていた。しかし、調停人が双方を公平に尊重し、それぞれの話を聴く態度に徹した結果、夫からの妻への不満も正直に話されるような形に、当事者間の対話に変化した。結果として、妻が夫にもう一度だけチャンスを与えるということで、夫が署名した離婚届を妻に預けた上で同居するという合意がなされた。

米国においてもDV事件は同席調停を避けるべきと考えられている場合があるが、この事例では、あえてDVにもかかわらず同席調停を試みている。この事例を成功例と見なして一般的にDVでも同席調停が可能であるという結論を導くことはできないが、うまくいく場合もあることを示している。この事例では、加害者である夫側が、妻への不満を話せる状況が生まれてから解決の糸口が見つかっている。なお、この

事件の解釈として仮に夫側が手を上げた場合、直ちにその夫自信が追い詰められてしまうという意味で危険のある解決であるという考え方がある。DV加害者支援のような枠組みで、夫側も社会的に孤立せずに問題に取り組める環境が必要であるという考え方もある。

また、このようなハードケースにおいては、事例(16)と同様、調停機関以外の立会を検討すべきと思われる。

事例25 調停での解決(9)：努力目標を尊重した合意

知人間の貸し金返還について、連絡すらできなくなり申し立てた事例。相手方が困窮している件や、連絡が取れなくなった際の行き違いなどを話し合っ、相手方は毎月末に連絡するという条件の下に、相手方の生活基盤が築かれるまで支払を猶予するという合意をまとめた。

調停は、当事者の自主的な解決であるので、この事例のように任意条項を主体とする合意をまとめることも許されるであろう。例えば、毎月末の連絡ができなかったときにはどうなるか、あるいは、いつまで経っても「相手方の生活基盤が築かれない」とときにはどうなるかといった、あいまいさを排除する方向できっちり

と話し合いを詰めてから手続を終結すべきという考え方がありえるし、一般的にはそれが望ましいであろう。しかし、これまでの意思疎通の齟齬を解消し、相手に対しての誠実な姿勢を回復できた時点で終了したこの事例を失敗事例と決めつけるのも乱暴と思われる。

4.5 事後

事例26 事後(1)：アフターフォローが親身

不法行為を起こした加害者側はひきこもり状態だった。紛争解決だけでなく、ひきこもり者への支援組織の案内など、生活の立て直しについての親身な話が行われた。

この事例は、事例(3)と同様に、当事者間の紛争の解決という側面の他に、当事者の生活立て直しという福祉的機能が表れている。

民間調停機関がありとあらゆる福祉サービスを評価し、あらゆる当事者にとってよい福祉サービスを選択的に紹介する能力を持つと期待するのは酷と考えられるが、当事者側に立ってみれば、紛争や対立を持ち、孤立している状態から、社会に対して関わっているきっかけをつ

かめるかどうかは、その紛争そのものが将来どのような展開を見せるかということにも大きく関わっている。

ひきこもり者に対する支援の他には、アルコール依存者、ギャンブル依存者への支援などもある。精神的に追い詰められている者が紛争に関わることはめずらしくないが、調停の話し合いですべてが解決できると考えるのは不適切である。

事例(27) 事後(2)：履行状況のフォロー

履行の状況を電話等でフォローした。

民間調停での合意には執行力がない。弁護士会調停では、公正証書の作成、即決和解の利用、司法調停との連携などの工夫も行っている。また、履行を残さないように、最終期日での現

金受渡を行う場合もある。

事例(27)では、後日に電話でフォローを行っている。米国では、終了後60日後等しばらくしてから状況を調査する運用を行っている場合もある⁶⁴。

事例(28) 事後(3)：利用者満足度調査

利用者満足度についてアンケート調査を行っている。

岡山弁護士会仲裁センターでは、アンケート調査を行っている⁶⁵。

当該アンケートは31の質問項目からなる充実した内容を持っている。例えば、紛争解決への満足／不満足について、その解決内容と共にその手続進行を別に質問している。あるいは、「話し合いを促す感じだった」か「判断を下す

感じだった」かなど、その進め方についても質問している。民間調停は「利用者主権」「社会的実験主義」「反省的实践」にこそ価値があるという考え方もあるが、もしそうであるとすると、利用者満足度調査は必須であると思われる。

事例(29) 事後(4)：解決事例の公表

匿名化した解決事例を用いてシンポジウムを行った。調停人の立場からだけでなく、一部の当事者も参加し、当事者からの見方も述べられた。

愛媛和解支援センターでは、設立5周年シンポジウム⁶⁶を行い、解決事例の紹介を行った。同シンポジウムでは一部の当事者も参加し、当事者としてセンターでの活動をどのように見たかについて発言した。

調停は、秘密の手続であるが、当事者が合意すれば公開することは可能である。

民間調停が組織としてどのようなミッションを持つかについては、反社会的性質を持たない限り、基本的には自由であると言える。愛媛和解支援センターでは、市民社会において「対話の文化の再生」を目指している。事例を通じて対話の価値を考えるとといった活動は、民間調停機関ならではの自由さがあると言える。

5. おわりに

日本の場合、司法調停に対して民間調停をどのように位置づけるかが問われている。率直に、かつ、一般的に見れば、司法調停に比べて民間調停は能力が劣っている。

2章に示したように、司法調停と民間調停を比較した場合、民間調停はかなり苦しい立場にある。したがって、「早い」とか「柔軟である」とか、その説明が抽象的なレベルに留まっている限りにおいては、「実は高い」し、「組織としても頼りない」民間調停を専門家自身が利用しないだろう。

しかし、事例レベルで見れば、当事者の市民に対して価値ある解決手続を提供することが可能であるし、これまでも成果をあげていることがわかる。例えば、今まさに進行中、拡大中の紛争についてすぐに話し合いの場を提供できる（事例(1)(2)）とか、もともと親しかった間柄の紛争を、裁判所に足を踏み入れずに問題解決できる（事例(11)(13)）とかいったように、当事者にとっての価値の大きな解決の場を提供できている。このような成功例がわかってくれば、弁護士・司法書士をはじめとする専門家は、利用するように圧力をかけられることがなくても、自らの職業的責任感の元に、民間調停を利用するようになっていこう。実際に、民間調停の事例検討会などに臨席していると、よい解決事例は、その調停機関の特質をよく知ったものが持ち込んでいる場合が多いということが観察される⁶⁷。このことを裏返すと、一般的にはしばしば指摘される一般市民による認知度などよりも、弁護士、司法書士をはじめとする専門家

の民間調停に対する理解が表面的なレベルに留まっていることが利用低迷の主要因であることがわかってくる。

ただ、このような紛争解決内容に価値がある事例は、その事例固有の微妙さの上に生み出すことができていることにも注意すべきであろう（特に例えば、事例(17)(20)）。したがって、右にならう発想だけでは、たちまちその有害さばかりが目立つ手続に陥ってしまうと考えられる。

また、事例から、民間調停の価値は、紛争を除去し、解決点を提示する中立的第三者の役割以外のところにも存在することもわかる。例えば、当事者間の関係調整的役割は多くの事例に見られる（事例(5)(10)(13)(22)(24)(25)等）。また、福祉的機能ないし、福祉的機能紹介による当事者の生活の立て直し支援（事例(3)(26)）がある。広げて考えれば、民間調停そのものを社会教育の場と見なすことさえ可能であろう。さらに、公正な機関の立ち会いの下に話し合うこと自身にも価値があろう（事例(16)）。あるいは、社会に「話し合いの文化の回復」を目指して、調停人も当事者も参加できるシンポジウムを企画するといったことも可能であろう（事例(29)）。民間調停機関は、無色透明中立な存在として当事者の間に存在するという呪縛を離れて、むしろ積極的に「色」を持って、自らが信じる価値を明白に示した上で、当事者からの選択を受けるといった方向性がある⁶⁸。

ただ、このような紛争解決以外の価値は、調停機関及び調停人の選択によってはじめて提供可能になる。にもかかわらず、このことが、民

間調停の担い手の間で、あまり意識されていなかったり、機関の中で合意できていなかったりするように見受けられる。民間調停機関として、社会にどのような価値を提供したいと考えるかという自己定義なしには当事者にメリットをもたらすことができない。

本稿では、民間調停の活動そのものに光を当て、民間調停による価値創造の内実を事例に基づいて検討した。民間調停は、様々な試行的活動を実施しやすいという特徴があるが、民

間調停の活動総体として継続・発展させるためには、このような試行からの教訓を広く現場で共有されることが望ましい。ひとつの事例の中に、これからの民間調停の可能性が埋まっているように思われるからである。それぞれの機関及び調停人が当事者と共に、その紛争の個性に生きるのと併せて、その個別的な経験と工夫を共有する環境整備が大切なのではないかと思われる。

註

- 1 ここで司法調停とは、民事調停、家事調停（家事審判法上の調停）、労働調停（労働審判法上の調停）を指す。
- 2 ここで民間調停とは、ADR法2条1項の「民間紛争解決手続」と同じ内容である。つまり、弁護士会による「和解あっせん」（以降、「弁護士調停」と呼ぶ。注24参照。）他の、当事者間の自主的な紛争解決を支援する第三者の活動を、民間団体が実施する場合を指す。ADR法5条以下のADR法上の認証機関のみに限定しない。
- 3 ここでADRは、裁判外紛争解決手続の訳語である。ADRには、弁護士会調停等の民間調停と司法調停を含む。
- 4 下記の文献によれば、1969年のフィラデルフィア（The Philadelphia Municipal Court Arbitration Tribunal）における実験が、コミュニティ調停ムーブメントの最初の活動である。Daniel McGillis（1997）"Community Mediation Programs: Developments and Challenges" Diane Publishing Co. 2頁。
- 5 The Dispute Resolution Program Act, 1986
- 6 Sharon Press（フロリダ州最高裁判所紛争解決プログラムディレクター、フロリダ州立大学教授）によれば、フロリダは、ADRに関して、BestではないかもしれないがMostである。2001年の推計で、裁判所からの命令があったものだけで12万件的調停が行われている。
- 7 Nancy Welsh（2001）"The Thinning Vision of Self-Determination in Court-Connected Mediation- The Inevitable Price of Institutionalization" Harv. Neg. L. Rev., 6, 1-96.
- 8 司法調停の状況を活況とみるかには異論がある。萩原金美は、小島武司教授による「ADRの現状は裁判所調停を含めて惨憺たるものである」という激語を発するのを聞いたと述べている。萩原金美「ADR・調停に関するやや反時代的な一考察」小島武司編（2007）『日本法政の改革：立法と実務の最前線』中央大学出版部、258-282頁（以下『萩原論文』）、267頁。
- 9 最高裁判所『裁判所データブック2008』（財団法人判例調査会）44-45頁、61頁。
- 10 JCAA調停人養成教材においても、裁判と調停の比較はあるが、司法調停と民間調停の比較は扱っていない。JCAA調停人養成教材は、以下を参照。<http://www.jcaa.or.jp/training2006/2006top.html> 2010年3月5日アクセス。
- 11 日下部克通（2006）「民事調停の潮流」『仲裁とADR Vol.1』、商事法務、19-31頁（以下、『日下部論文』）、25頁。東京地裁調停部の担当判事であった論者は、「誤解を畏れず」に、民間調停は、司法調停の「ニッチを埋める」ところから出発して、成長し、その後に競争関係になることを期待すると述べている。
- 12 多くないとはいえ、民間調停の実務は紹介されている。代表的な文献として、以下を挙げる。第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会（2007）『ADR解決事例精選77』（第一法規）（以下、『精選77』）。第二東京弁護士会編（1997）『弁護士会仲裁の現状と展望』（判例タイムズ社）（以下、『現状と展望』）。第二東京弁護士会編『仲裁解決事例集』（第一法規・加除式）。なお、このような事例集は、弁護士会内部では編集・所持しているが、外部に公開されない場合が多いようである。また、い

- くつかの論文としても紹介がある。例えば、吉岡桂輔（2008）「ケースに見る弁護士会仲裁の可能性」『仲裁とADR』Vol.3 商事法務。業界型ADR機関の中では、家電製品PLセンターが匿名化した上で全件の事例概要をインターネット上に公開している。
- 13 第二東京弁護士会仲裁センター、岡山弁護士会仲裁センターなどの事例が含まれている。
 - 14 いくつかの司法書士会的事例が含まれているが、事例数が少ないこともあり、団体名を示すことは控える。
 - 15 愛媛和解支援センターの事例を含めている。同団体は、司法書士を代表とする市民団体であり、無償で調停の場を提供している。同センターの活動については、以下の文献等を参照。松下純一（2008）「愛媛和解支援センターの歩み」『市民と法』No.53（2008.10）60-66頁。
 - 16 参与観察方法の一般的特質に関しては、下記の文献を参照。R・エマーソン／R・フレッツ／L・ショウ（佐藤都也他訳）（1998）『方法としてのフィールドノート—現地取材から物語作成まで』（新曜社）。
 - 17 筆者は、北米型調停技法を紹介する立場を持っている。論文としては、下記を参照。入江秀晃（2009）「自主交渉援助型調停と法の接点」『仲裁・ADRフォーラム Vol.2』（オンブック）。入江秀晃（2006）「自主交渉援助型調停と評価型調停」JCAジャーナル53巻12号2006年12月。また、研修講師として実務家と話をすることも多い。
 - 18 岡山弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターでは、会の規則として同席手続を標準としている。ただし、どちらの会でも、運用は調停人にまかされており、どのような手続進行がとられるかは調停人次第といえる。
 - 19 例えば、調停から仲裁へ移行した事例、厳格な証拠調を行った事例などについて取りあげることができなかった。このような事例は『精選77』には紹介されている。
 - 20 誰にとつてのメリットかという問題は、それ自身が大きな論点である。すなわち、当事者、代理人、ADR機関、裁判所、国家といった立場それぞれでADRはメリットないしデメリットがあり得る。ここでは、そのような立場の違いを取りあげず、一般論として、主として当事者にとつてのメリットを挙げている。
 - 21 日弁連ホームページ。http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/consultation/houritu7.html 2009年7月27日アクセス。
 - 22 解決までの日数の短さとしての、「早さ」という概念の他に、調停期日における話し合いの時間の短さとしての「早さ」の概念も想起しうる。しかしながら、3分間診療と揶揄されるような、あまりにも短い取扱いは、調停の質の観点からも当事者満足の見地からも、常に望ましい属性であるとは考えにくい。したがって、ここでの早さとは、解決までの日数の短さとしてのみ取り扱うこととする。
 - 23 裁判所調停委員へのインタビューによる。同様の発言は、特定調停に依るものではあるが、実務座談会でも見受けられる。大阪地方裁判所簡易裁判所活性化民事委員会編（2003）『大阪簡易裁判所における民事調停事件の諸手続と書式モデル』判例タイムズ臨時増刊1130、2003年11月30日号。（以下、『書式モデル』）、28頁。
 - 24 弁護士会では、一般に「和解あっせん」という用語が用いられる。ここでは、弁護士会調停と呼ぶ。弁護士会調停という用語は『萩原論文』にも見られる。
 - 25 『精選77』参照。1ヶ月以内に何度も期日を入れたり、電話等で実質的に話し合いを進めたりした事例が紹介されている。
 - 26 利用者からの支持が大きかったと言われる大正期の借地借家調停では、期間間隔が「毎週少くとも1回の割で」なされたようである。穂積重遠（1924）「大震災災と借地借家調停法」『法学協会雑誌』42巻5号917-943頁。（以下、『穂積論文』）939頁。
 - 27 加えて郵券の費用が必要になる。この費用は、相手方人数に応じて変わってくるが、実費的な扱いである。
 - 28 日弁連では、2005年に弁護士へのアンケートを実施し、事件類型毎の着手金や成功報酬の水準を公開している。ほとんどの類型で数十万円の着手金が必要とされる。http://www.nichibenren.or.jp/ja/attorneys_fee/index.html 2009年7月28日アクセス。
 - 29 例えば、簡易裁判所における民事調停の代理人選任率は、申立人で6.2%、相手方で3.0%に過ぎず、ほとんどが本人申立である。これは特定調停が含まれているため、一般調停における代理人選任率は上がると思われるが、データがない。地裁における代理人選任率は2007年で申立人7割、相手方6割である。（数値は、『司法統計年報（民事・行政編）』「調停既済事件数—出頭代理人別—全地方裁判所」、「調停既済事件数—出頭代理人別—全簡易裁判所」による。）労働審判では、多くの場合（8割程度）に弁護士代理人が受任しているようである。菅野和夫編 日本弁護士会連合会編（2008）『労働審判-事例と運用実務（ジュリスト増刊）』（有斐閣）36-37頁。
 - 30 愛知県弁護士会紛争解決センターでは、弁護士による申立支援が行われている。2008年度以降、「ADR調査室」を設置し、こう

した活動をより組織的に実施可能にしている。

- 31 二弁仲裁センターでは、「仲裁センター手続相談細則」を定めている。新潟県司法書士会・にいがたADRセンターでも同様の試みがされている。
- 32 札幌司法書士会では、パートナー司法書士と呼ばれる代理人的役割を各当事者に割り当てる運用を行っている。
- 33 佐々木吉男（1974）『増補・民事調停の研究』（法律文化社）
- 34 大阪地方裁判所委員会議事録（2005年2月14日）。高松地裁裁判所委員会議事録（2007年7月27日）。2009年1月12日 東京新聞朝刊「裁判所を“採点”して 東京地裁委 利用者アンケートへ」。
- 35 岡山弁護士会仲裁センターのアンケートについては、下記報告書を参照。第12回全国弁護士会仲裁センター連絡協議会実行委員会（猪木健二他）編（2008）『第12回全国弁護士会仲裁センター連絡協議会・報告書』日本弁護士会連合会（以下、『12回連絡協議会』）。
- 36 好意的な声としては「相手方の保険会社の態度が仲裁センターの話し合いで一変した」、「弁護士以外の専門家が参加していたので、相手の理解が早まった」、「仲裁して下さった先生は、弁護士としても人としても非常に尊敬できる心の優しい方でした」といったものがあった。一方で、厳しい評価も見られる。「弁護士の手抜き手段と思った」「意地だけで押し切られた」「話を遮られて、あまり聞いてもらえなかった」などである。
- 37 一部の候補者は、当事者に向けたメッセージとして、調停・仲裁に対する思いを記載し、顔写真を掲載している。ただし、そのような候補者は、むしろ初期の設立メンバーに多く、新規の参加者には稀である。
- 38 ADR機関の運営者が代理人として持ち込む案件では、ADRならではの特徴的な解決がはかられている場合が多いように思われる。この点は、5章で改めて述べる。注67参照。
- 39 司法書士会のほとんどは、自主交渉援助型調停（または促進型調停）と呼ばれる対話促進を主体とし、紛争解決内容の専門性に基き解決案を助言するスタイルではない。だから、専門的な知見を得る体制が整っていないという説明も一応可能に見えるかもしれない。しかし、自主交渉援助型調停であっても、例えば、建築その他高度に専門的な話題について、常に理解できるものが話し合いに関与しないよいということにはならないはずであり、専門委員制度等の体制が整っていない理由としては不十分である。むしろ、単に、他の分野の専門家との協力体制が構築できていないにすぎないと見た方がよいであろう。

また、ある司法書士会調停センター運営委員によれば、ADR法の認証事務手続で調停人候補者の要件を細かく定めるため、司法書士以外の参加を認めることが煩雑であり、司法書士以外の参加を認めにくいという。つまり、ADR法の運用が民間調停機関内の多様性を妨げている可能性も考えられる。
- 40 『日下部論文』20頁、参照。また、弁護士会仲裁センター連絡協議会で、ある弁護士が、東京地裁での建築紛争について、1つの紛争の複数の局面で異なる建築士が得意な専門領域で専門知識を提供する運用を行った例を紹介している。（『12回連絡協議会』）
- 41 例えば、大阪簡易裁判所では、夜間調停が行われている。『書式モデル』25頁。また、東京簡易裁判所等でも夜間調停は行われているようである。
- 42 『書式モデル』13頁。
- 43 簡裁での民事調停の場合には、依然として1時間を標準としているようである。ただし、2時間確保することも可能であるようである。
- 44 調停委員へのインタビューによる。
- 45 弁護士へのインタビューによる。
- 46 例えば、下記の文献を参照。廣瀬忠夫（2005）「私の調停論とその実践」『調停時報』162号、2005.12。裁判官では、西口元判事が同席和解を行っている。
- 47 前掲注34。
- 48 例えば、2008年の二弁夏季勉強会で、ある弁護士会のADRセンターは、受付担当者として、新規の派遣社員（20代女性）を割り当てたが、あまりに過重な職務であるとして、ほどなく辞任したという失敗談が報告されていた。
- 49 この点に懸念について、稲村厚氏（神奈川県司法書士）は、司法書士会調停の課題であると述べている。群馬司法書士会『執務現場から』（41号、2009年5月）31頁。
- 50 東京、神奈川、静岡、滋賀の司法書士会の調停センターは、夜間や土日の手続が可能であることを説明している。また、東京都

行政書士会は、土曜日の受付を行っている。

- 51 愛知県弁護士会紛争解決センターでは、弁護士による申立支援が行われている。ADR調査室に勤務する非常勤有償の弁護士が当事者に対して申立補助を行う。
- 52 民間調停に制約を課すADR法にしても、調停手続や機関の運営に対してはかなりの程度の自由度を認めている。
- 53 大正期の調停においては、都市限定の立法であり、全国一律サービスとしては行われていない。関東大震災後に、被災地近くにテント張りで調停を行うことができたのは、関係者の熱心さと共に、立法直後の柔軟さもあったと思われる。『穂積論文』参照。
- 54 これらの運用に対しては、謙抑的であるとされる。
- 55 小山昇 (1977) 『民事調停法』165頁。
- 56 第二東京弁護士会編 (1997) 『弁護士会仲裁の現状と展望』判例タイムズ社、314-317頁。
- 57 後述する「事例(14)」は、早期の解決をはかりとうと急がないところに価値があった事例である。一般的に、こういう事例は例外的であるといつてよいであろう。
- 58 廣田尚久 (2006) 『紛争解決学 (新版増補)』(信山社) 352頁以下。
- 59 マルチステークホルダにおける合意形成についての、代表的な文献として下記を挙げる。サスカインド/クルックシャンク (城山英明/松浦正浩) (2008) 『コンセンサス・ビルディング入門-公共政策の交渉と合意形成の進め方』(有斐閣)。
- 60 司法調停実務家による別席調停では事実を聴き取るために、クロズド・クエッションが多く使われる傾向がある。高橋裕 (2008) 「Both Sides Now - 交互面接方式調停と同席方式調停」『仲裁とADR』Vol.3 89-98頁。
- 61 もっとも、トレーニングを実施せず、同席調停が行われている場合もある。例えば、第二東京弁護士会仲裁センターでは、調停手続を行うものはほとんどの場合、研修を受けたことがない弁護士等によって進められる。岡山弁護士会仲裁センターでは、設立当初より同席手続が行われていたが、カウンセリング技法などではなく調停のトレーニングが行われるようになったのは、2008年以降である。
- 62 日本調停協会連合会編 (1954) 『調停読本』(最高裁判所事務総局) 223-227頁。
- 63 原則立脚型交渉は、「ハーバード交渉術」で定式化されている。
- 64 NAFCMのコミュニティ調停センター運営のためのマニュアルには、60日後のフォローアップの書式が示されている。Jan Bellard etc. (2001) "Developing and Managing Mediation Centers for Your Community" NAFCM Training Institute.
- 65 岡山弁護士会仲裁センターの分析例は、下記文献などで紹介されている。[12回連絡協議会] 参照。
- 66 「愛媛和解支援センター開設5周年報告会」2008年10月25日。
- 67 弁護士会仲裁統計によれば、件数の多いセンターにおいては、代理人選任率が高い。つまり、弁護士が多く持ち込んでいるセンターで利用が多い。また、統計的な裏付けはないが、民間調停機関運営委員等民間調停の特徴を良く理解しているものによる持ち込み事案で、よい解決が多く観察される。
- 68 Bernard Mayerの『中立性を超えて (Beyond Neutrality)』という題の書籍が話題になっている。紛争の専門家は、抽象概念ある「中立性」ということに必要以上に縛られず、紛争を噛み合わせる (Conflict Engagement) 専門家として自らの専門性を再定義してはどうかと提案している。Bernard S. Mayer (2004) "Beyond Neutrality: Confronting the Crisis in Conflict Resolution", Jossey-Bass.



入江 秀晃 (いりえ ひであき)

1969年生まれ

[専攻領域] 紛争処理システム、ADR人材育成、合意形成

[著書・論文]

「調停トレーニングと交渉理論」[小島武司先生古稀祝賀<続>権利実効化のための法政策と司法改革] (2009年、商事法務) 「自主交渉援助型調停と法の接点」(2009年7月、仲裁・ADRフォーラム)「自主交渉援助型調停と評価型調停」(2006年12月、JCAジャーナル)

[所属]

東京大学大学院情報学環特任研究員、早稲田大学紛争交渉研究所客員研究員、第二東京弁護士会仲裁人候補者

[所属学会]

法社会学会、仲裁 ADR 法学会、仲裁人協会